

# 生産性牽引投資促進事業 質疑応答集

平成30年4月



Niigata  
Industrial  
Creation  
Organization

公益財団法人

にいがた産業創造機構

## 目 次

1	対象となる設備について	3
2	対象となる申請者、申請要件等について	6
3	融資の方法等について	10
4	申請書の作成方法等について	15
5	事後手続（遂行状況報告、実績報告等）について	15
6	事後手続（申請内容に変更が生じた場合）について	16
7	その他	17

## 1 対象となる設備について

問1：対象となる設備について。

答： 県制度融資の非対象業種（金融・保険業、遊玩娯楽業等）については、当事業においても対象外とする。

対象とする設備については、県内に設置される設備であり、かつ波及効果や雇用増加等、県経済への投資効果の高い設備を対象とする。

また、対象とする設備については、新增設に限り、単純更新は対象外とする。ただし、これまでであった施設、設備等より機能が向上し、業績に好影響を与える場合等、単純更新とは言い難い場合は対象とする。また、観光施設は、大規模改修も対象とする。

なお、具体的な審査上の観点については審査基準（事業案内 P6）を参考とすること。

### 「新增設」の考え方

「新設」とは、これまでなかった施設、設備等を新たに設置すること。「増設」とは、これまでであった同様の施設、設備等に追加して、新たな施設、設備等を設置すること。（中古施設や中古設備も対象とする。）

従って、これまで別の場所にあったものを移動して設置する「移設」や、これまでであった施設、設備等を撤去し、ほぼ同等の機能を有する施設、設備等を新たに設置する「取替（更新）」は対象外とする。

### 「大規模改修」の考え方

基本的には、建築基準法に規定された「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」を想定しているが、施設の魅力アップを図るために行う大規模なりリニューアル等も幅広く対象とする。

従って、空調設備の取替等、それだけでは施設の魅力アップにつながると言い難いものは対象外とする。

- ・大規模の修繕：建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。
  - ・大規模の模様替：建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- （建築基準法第2条）

問2：設備を更新して最新型機種を導入したい。更新前の設備よりも性能が向上するので「単純更新とは言い難い場合」に該当するか。

答： 設備更新の場合、技術改良等により従来の設備に比べて何らかの性能が向上していることが一般的であるため、単に更新後の設備の性能が向上しているというだけでは単純更新とみなし、対象外となる。

性能の向上が業績効果要件の達成に繋がる根拠（売上や生産性の試算データ等）が示される場合のみ、対象となる。

**問3：中古設備も対象設備となるか。**

答： 対象となる。

**問4：当事業により導入する設備の設置場所についての制限は。**

答： 当事業により導入する設備については、新潟県内に設置するものに限る。

**問5：交付決定前に契約した設備も対象となるか。**

答： 交付決定前に契約（発注）した設備については原則、対象外とする。  
ただし、導入する設備が建物の場合、当該年度の第1回募集開始後の契約であり、且つ契約書に交付決定日以降の着工日が明記される契約に限り対象とする。

**問6：設備代金以外（運転資金、振込手数料等）の費用は対象となるか。**

答： 対象外とする。（原則として償却資産となるものが対象である）  
ただし、振込手数料を相手持ちにして設備代金から差し引いて支払った場合は、その振込手数料も対象とする。

**問7：融資額に税（取得税、重量税、固定資産税等）が含まれている場合、対象となるか。**

答： 助成対象経費には含めない。助成金申請額積算報告書（第2号様式）において、消費税を積算対象に含めないのと同様に助成金の積算対象外とする。なお、実際の融資においては消費税・取得税・重量税・固定資産税分を含んだ額を借入れて構わない。

**問8：建物を新築・増築等する場合の旧設備の解体費や、機械を導入する場合の旧設備の撤去費は対象となるか。**

答： 従前の設備の解体・撤去・処分・移設等の費用は対象外とする。  
新たに導入する設備が対象であり、撤去される設備に係る費用は対象外となる。

**問9：対象外となる経費をあらかじめ教えてほしい。**

答： 申請する設備の明細が分かる見積書をN I C Oに送付いただければ、見積書に記載された費用が対象となるか否かについて確認し回答する。

**問10：農業を営む個人若しくは法人（農業を2年以上営んでいること）又は認定農業者については、農業以外の事業に供する設備も対象となるか。**

答： 対象となる。

**問11：当事業により導入する車両設備についての制限は。**

答： 乗用車（3ナンバー、5ナンバー）については対象外とする。ただし、旅客運送業（タクシー等）に利用するものは対象とする。

**問 12：車両設備の導入に伴う保険料（自賠責保険料）は対象となるか。**

答： 対象外となる。

**問 13：リース用製品、レンタル用製品の購入費は対象となるか。**

答： 「リース」については、リース先の求める仕様に応じて、リース先に代わりリース元が製品を購入、一般的には耐用年数相当の期間、リース先に賃貸するものであり、実質的に設備を増強するのはリース先と考えられる。このため、リース元の会社がリース用製品の購入に要する費用は対象外とする。

一方、「レンタル」については、レンタル元の保有する製品の中から、レンタル先がその都度必要とする製品を選択し、短期的に賃貸する形式が一般的であり、保有製品の購入は、レンタル元が自身の設備を増強するものと考えられることから、対象となりうる。

**問 14：対象外となる建設工事の細目について具体例を知りたい。**

答： 例えば地盤改良とみなされる工事（杭打設、柱状改良、表層改良など）のほか、土工事、地業工事、消雪パイプ敷設、駐車場整備、外構工事など、土地と一体とみなされる工事、また、建築確認申請費用などの行政機関・関連機関へ納付するものは対象外となる。

※ただし、土地の造成と設備の設置が不可分である観光施設（スキー場、パラグライダー場等）については対象とする。

**問 15：既存建物を取り壊した後に新たに建設する場合（建替え）や、既存の建物と同等の機能を有する建物を建設し引っ越しを行う場合は対象となるか。**

答： 建物の建替えや引っ越しなどは単純更新に該当するため原則として対象外とする。

**問 16：賃貸住宅（アパート・マンション含む。）の建設や修繕は対象となるか。**

答： 遊休資産の活用等の資産運用を目的とした賃貸住宅に係るものは対象外とする。

**問 17：モデル住宅等の建設費用は対象となるか。**

答： 「生産性牽引投資促進事業実施要領 第 19 条」において、「この助成金により取得した財産は、～(中略)～ 耐用年数に相当する期間処分してはならない。」としている。一般的に、モデル住宅としての稼働年数は、木造住宅の耐用年数（22 年）に比して著しく短く、設備が陳腐化する前に売却や取壊しが想定されることから、対象外とする。

**問 18：賃貸物件にテナントとして入居するに当たり、店舗の改修工事は対象となるか。**

答： 改修工事は観光施設における大規模改修を除き対象外とする。

**問 19：既存設備の外壁に塗装やコーティング等を施す場合は、対象となるか。**

答： 新設・増設にあたらぬので対象外とする。

**問 20： 自宅兼事務所を新築・増築等する場合は対象となるか。**

答： 自宅部分と事務所部分を明確に分けられないため、対象外とする。

**問 21： 建物を自社施工する場合や、自社製品・商品を導入する場合は対象となるか。**

答： 対象外とする。また、親会社と子会社の間やグループ企業間の取引も対象外とする。

**問 22： 飲食店の食器やカトラリー類についても対象設備となるか。**

答： 対象となる設備は償却資産であることを原則としており、食器・カトラリー等の物品については一般的に経費処理とするため原則として対象外なる。  
ただし、高額で資産計上する物品は対象とする。

**問 23： 建設足場の組立業をしているが、足場用の資材も対象設備となるか。**

答： 資産計上するものであれば対象となる。

## 2 対象となる申請者、対象要件等について

**問 24： 県外企業も対象となるか。**

答： 県内において新たに事業所や工場等を設置し、新潟地域振興局県税部に「法人設立・異動届出書」を提出する場合は対象とする。

**問 25： 社会福祉法人は助成対象者となるか。**

答： 社会福祉法人は対象者とならない。ただし、医業を主たる事業とする社会福祉法人の場合は対象者とする。

**問 26： 過去、マイナス金利制度を利用したことがある企業は当事業を利用できるか。**

答： 過去に円高対策設備投資緊急促進事業、新成長設備投資促進事業、消費税増税対策設備投資緊急促進事業、産業高付加価値化設備投資緊急促進事業、高成長設備投資促進事業を利用したことがある企業についても当事業を利用できる。

**問 27： 創業を検討している者や、創業後間もなく決算を終えていない者は当事業を利用できるか。**

答： 利用できない。当事業では、基準となる決算期と比較して生産性等の向上度合いを審査するため、少なくとも1期は決算を終えている必要がある。

**問 28： 当年度内に複数回、当事業を利用することは可能か。**

答： 可能。ただし、助成の対象とする融資の合計金額は、当事業の上限金額の範囲内とする。(金融機関資金の場合5億円。県制度融資の場合2億8千万円又は5千万円)

**問 29：すでに交付決定を受けている案件について、設備導入額の大幅な増額が見込まれるので、再度申請をやり直したいが可能か。**

答： 可能だが、次の点に注意すること。

- ・再申請に当たっては、交付決定済の案件について、あらかじめ廃止承認申請書を提出し、承認を受けなければならないこと。
- ・すでに発注や契約、代金の支払い、金融機関による融資の実行又は設備導入を済ませている案件は、当事業の対象外となり、再申請ができないこと。
- ・交付決定済の案件と同一の内容で再申請したとしても、改めて審査会の審査に付されるため、再度の採択は保証されないこと。

**問 30：親会社と子会社間の取引は対象となるか。**

答： 対象外とする。この他、自社製品の購入、グループ企業間の取引や、企業とその企業の役員（役員の親族等を含む。）との間の取引なども対象外とする。

#### 【投資目的要件について】

**問 31：投資目的要件の審査方法は。**

答： 審査会において、別紙1（第1号様式）計画書中の「2 助成要件への該当内容」、「3 投資計画の具体的な内容」及び「4 当事業による設備投資の計画」等により計画の期待効果、妥当性等を審査する。

**問 32：投資目的要件の(1)事業承継、再編又は統合(2)新分野進出、新事業展開又は第二創業、(3)海外展開又は生産設備の国内回帰の具体的な例は。**

答： (1)から(3)の主な内容及び事例は以下のとおり。

#### (1) 事業承継、再編又は統合

若手経営者への交代、事業譲渡、合併、買収を円滑化する、または、それらの効果を上げるための投資

#### (2) 新分野進出、新事業展開又は第二創業

##### ①新分野進出

日本標準産業分類中分類の違いを超えた分野に進出するための投資

- 鑄造業者が、新たにマシニングセンタを導入し、切削加工も手掛ける
- 建築業者が、新たに介護支援サービス業へ参入するために新規に施設を建設

##### ②新事業展開

申請者・企業にとっての「新たな事業活動」という投資目的があることが条件となり、以下の4つの観点のうち、いずれかを目的とした投資

##### ア 新商品の開発又は生産

- 従来生産していた自社製品の品質を改良するため、測定機器を導入する。
- 顧客の要請に応じて新規格の製品を製造するため、必要な建物や機械を導入する。

イ 新役務の開発又は提供

- 高齢者層をターゲットにした新サービスを開始するため、バリアフリーに配慮した店舗を建てる。
- 新サービスを継続的に開発するため、POSデータと店舗内の顧客導線を解析するためのシステムを導入する。

ウ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入

- 従来、工員が手作業で対応していた研磨工程に高精度な機械を導入し、生産効率を向上させる。
- ネットショップや電子受発注システムと連動したピッキングロボットや立体自動倉庫を導入し、即日配送を実現する。

エ 役務の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動

- 内装を美容室にした車両を導入し、外出が困難な高齢者向けに移動美容室サービスを開始する。
- IoT化を進めるため、インターネットに接続可能な設備を導入する。

③ 第二創業

事業承継を行い、その後、日本標準産業分類中分類間での業態転換を行うための投資

- 事業承継に際して、売上が低迷していた食品小売業を徐々に縮小し、新たに飲食店経営に参入する。

(3) 海外展開又は生産設備の国内回帰

① 海外展開

- 商品・製品等の海外輸出割合が増加することによる設備の増強
- 新規受注により、大手企業の海外工場に納める部品等を製造するために設備を新增設する

② 生産設備の国内回帰

- 円安基調に伴い生産拠点を県内に戻す際の施設・設備の新設

問 33：当社の看板商品は需要過多で生産が追いつかない。生産のための機械を増設すれば、売上増加により付加価値額の向上は確実で、業績効果要件は達成できそうだが、投資目的要件には該当しない。対象となるか？

答：当事業では、業績効果要件と投資目的要件の両方を満たす必要があり、いずれか一方が欠ける場合は対象外となる。

質問の例のように、既存商品の増産を目的とした設備投資の場合については、生産効率を増加させる生産方式を取り入れる（新事業展開に該当）など、投資目的要件に該当すれば対象となる。



**問 34：業績効果要件が緩和される「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業（県登録企業）」とは？**

答：新潟県が実施する「ハッピー・パートナー企業登録制度」に登録された企業であって、働き方改革に関連の深い取組（※）を「実施済み」であると県に報告していること又は「イクメン応援宣言企業登録制度」に登録された企業であることを要件とする。

※「働き方改革に関連の深い取組」とは、「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱」で定める「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）取組報告書」記載の以下の取組をいう。

- ・所定外労働の削減の取組をしている
- ・年次有給休暇の取得を促進している
- ・育児・介護休業制度を就業規則に規定している
- ・従業員の仕事と家庭・その他の活動の両立のため、多様な働き方ができる環境づくりをしている
- ・労働基準法を遵守している
- ・男女雇用機会均等法を遵守している
- ・育児・介護休業法を遵守している

なお、各制度の詳細は県担当課に確認されたい。

○ハッピー・パートナー企業登録制度

新潟県 県民生活・環境部 男女平等社会推進課

（電話 025-280-5142）

○イクメン応援宣言企業登録制度

新潟県 産業労働観光部 労政雇用課

（電話 025-280-5260）

**【業績効果要件について】**

**問 35：「設備導入後3年以内のいずれかの年度の付加価値額が導入前と比較して20%以上増加する計画であること」  
上記の要件でいう付加価値額の増加の具体的な考え方は。**

答：直近決算期と比較して、当該設備を導入することで増加した付加価値額（※）が導入後3期以内に、20%以上増加していることを目安とする。

なお、申請書等に虚偽がある等悪質な場合は、助成金の返還を求める場合がある。

（※）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費の合計

**問 36：生産性向上要件の「投資利益率が15%以上となる計画であること」の具体的な考え方は。**

答：直近決算期の簡易キャッシュフロー（※）と比較して、設備導入後3年度の簡易キャッシュフロー増加額の平均額を設備投資額で除した値が15%以上であることを目安とする。

（※）簡易キャッシュフロー＝営業利益＋減価償却費

問 37：生産性向上要件の「設備導入後3年以内のいずれかの年度の常用雇用者1人当たり付加価値額が導入前と比較して5%以上増加する計画であること」の具体的な考え方は。

答：直近決算期と比較して、「付加価値額（問35参照）÷常用雇用者数」が導入後3期以内に、5%以上増加していることを目安とする。

### 3 融資の方法等について

#### 【金融機関資金利用の場合】

問 38：対象となる融資条件において、融資利率は変動金利か固定金利か。

答：固定金利、変動金利のいずれかは金融機関の判断とするが、変動金利にした場合は、助成金の交付決定額（変更交付決定額）よりも利子総額が下回らないようにすること。

問 39：融資利率は、みずほ銀行の長期プライムレート（長プラ）が上限とされているが、いつ時点の長プラを用いるのか。

答：各回募集開始日が属する月の前月末日時点の長プラを基準とするが、融資申込時から実行までの間に、長プラが上昇した場合、金融機関は上昇幅の範囲内で、利率を引き上げることができる。なお、この場合であっても助成金の交付決定額は変更しない。（同様に、長プラが下がった場合には、融資利率は変更しない）

問 40：当事業の対象となる設備の最低金額はいくらか。

答：当事業の対象となるには、導入する設備の金額から助成金分を除いた後の実際の借入額が、利用する各融資制度の融資可能額（1,000万円～5億円）の範囲内であることが必要。

よって、設備導入額が、利用する融資制度の融資可能額の下限に近い金額である場合、対象外となることがあるので注意すること。

#### ① 設備導入額が1,100万円の場合

##### 【助成金額の積算】

借入必要額（＝設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

1,100万円 150万円

→

##### 【実際の借入額】

借入額 助成金

950万円 150万円

・この場合は実際の借入額が1,000万円を下回ることから、融資条件の対象外となる。

#### ② 設備導入額が1,200万円の場合

##### 【助成金額の積算】

借入必要額（＝設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

1,200万円 200万円

→

##### 【実際の借入額】

借入額 助成金

1,000万円 200万円

・この場合は対象となる。

なお、借入必要額にかかる利子総額（＝助成金額）は、利用者の融資条件によって異なることから、設備導入額が何円以上なら当事業の対象になるとは一概に言え

ない。(上記の事例①についても、仮に利子総額が 100 万円の条件で融資を受けるなら対象となる。)

**問 41：長期プライムレート（長プラ）を超えた融資案件については、長プラ利率に対応する利子総額までがマイナス金利による助成の対象となるのか。**

答： 対象外となる。融資利率が長プラ以下の案件のみが対象になる。

**問 42：金融機関資金の場合、信用保証協会の保証制度を利用できるか。**

答： 金融機関資金により生産性牽引投資促進事業を申込み場合は、信用保証協会の保証制度の利用は、不可とする。信用保証協会の保証制度の利用は、県制度融資により申込み場合に限ることとする。

### 【県制度融資利用の場合】

**問 43：当事業の対象となる設備の金額はいくらか。**

答： 当事業の対象となるには、導入する設備の金額から助成金分を除いた後の実際の借入額が、利用する各融資制度の融資可能額の範囲内であることが必要。

よって、設備導入額が、利用する融資制度の融資可能額の下限に近い金額である場合、対象外となることがあるので注意すること。

フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）…融資下限額 1,000 万円

例①設備導入額が 1,050 万円の場合

【助成金額の積算】

【実際の借入額】

借入必要額（＝設備導入額）	利子総額（＝助成金額）		借入額	助成金
1,050 万円	100 万円	→	950 万円	100 万円

・この場合は実際の借入額が 1,000 万円を下回ることから、設備投資促進枠の融資対象外となる。よって、当事業についても交付対象とならない。

例②設備導入額が 1,100 万円の場合

【助成金額の積算】

【実際の借入額】

借入必要額（＝設備導入額）	利子総額（＝助成金額）		借入額	助成金
1,100 万円	100 万円	→	1,000 万円	100 万円

・この場合は対象となる。

なお、借入必要額にかかる利子総額（＝助成金額）は、利用者の融資条件によって異なることから、設備導入額が何円以上なら当事業の対象になるとは一概に言えない。(上記の例①についても、仮に利子総額が 50 万円の条件で融資を受けるなら対象となる。)

**問 44：フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）又はフロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）の単独利用は対象となるか。**

答： フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）と併用の場合のみ当事業の対象とし、単独利用の場合は対象外となる。

なお、併用の場合はまず先に設備投資促進枠を融資限度額まで利用した上で、残額を新技術・新事業等展開枠又はグリーンニューディール枠による融資で対応すること。

**問 45：設備導入額が、利用する制度融資等の融資限度額を超えている場合は対象となるか。**

答： 対象となる制度融資等の利用部分について、当事業の対象となる。（不足部分は自己資金や他の融資等で補う。）

この場合、助成金額を積算するときの借入必要額についても、実際の借入額についても、どちらも利用する制度融資等の融資限度額の上限までを対象とする。

**フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）…融資上限額 2 億 8,000 万円**

**例①設備導入額が 3 億 1,000 万円の場合**

**【助成金額の積算】**

借入必要額（＜設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

2 億 8,000 万円	2,800 万円	→
--------------	----------	---

**【実際の借入額】**

借入額 助成金 自己資金等

2 億 8,000 万円	2,800 万円	200 万円
--------------	----------	--------

・フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資限度額は 2 億 8,000 万円のため、助成金額積算時の必要借入額も 2 億 8,000 万円まで。

・実際の借入額も融資限度額の 2 億 8,000 万円までとなる。

なお、次のような場合には実際の借入額が融資限度額とはならないので注意すること。

**例②設備導入額が 3 億円の場合**

**【助成金額の積算】**

借入必要額（＜設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

2 億 8,000 万円	2,800 万円	→
--------------	----------	---

**【実際の借入額】**

借入額 助成金

2 億 7,200 万円	2,800 万円
--------------	----------

・設備導入額（3 億円）から助成金額（2,800 万円）を除いた額（2 億 7,200 万円）が融資限度額（2 億 8,000 万円）を下回る場合は、低い方の額を実際の借入額とする。

**問 46：県制度融資を利用する場合の適用利率は。**

答： 県制度融資を利用して本事業を活用する場合、「生産性向上に資する設備導入」に該当し、利率は 0.15%引き下げられる。（事業案内 P17 の利率は引き下げ後の利率を掲載）

**問 47：フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）利用の場合、利率が 0.15%引き下げられているが、31 年度に融資実行した場合は、どの時点の利率を用いるのか。**

答： 生産性牽引投資促進事業に係る県制度融資の利率は、融資実行時の県制度融資利率を利用すること。そのため、融資の実行が 31 年度となるケースで、30 年度限り

の 0.15%引き下げ措置が終了して利率が上昇した場合は、金融機関は上昇後の利率へ引き上げることとなる。

なお、この場合であっても助成金の交付決定額は変更しない。

### 30 年度フロンティア企業支援資金 融資利率

資金名	区分	利率(H30.4.1～)	備考
新技術・新事業等展開枠	A	1.65%	
	B	1.85%	
グリーンニューディール枠	A	1.65%	
	B	1.85%	
設備投資促進枠	～7年 A	1.65%	生産性向上に資する設備導入企業及び小規模企業は左記から更に▲0.15% (30年度限り)
	～7年 B	1.85%	
	7年超 A	1.85%	
	7年超 B	2.05%	

A は 100%保証利率（責任共有制度対象外保証）、B は責任共有利率（責任共有制度対象保証）

### 【金融機関資金、県制度融資共通事項】

**問 48： 運転資金は対象となるか。**

答： 当事業は設備資金のみを対象とする。

**問 49： 協調融資は対象となるか。**

答： 対象となる。この場合、申請書は 1 通作成すれば良いが、助成金申請額積算報告書（第 2 号様式）は融資の本数分（協調融資を行う金融機関ごとに）作成し、添付する必要がある。なお、融資の合計額は 1,000 万円以上とすること。

**例： 株式会社 A 社が、B 銀行と C 銀行から協調融資を受け申請する場合の作成資料**

○助成金申請額積算報告書

協調融資を申し込む本数分作成する。例の場合、B 銀行と C 銀行それぞれの融資について、作成する必要がある。

○助成金交付申請書

株式会社 A 社として、1 通だけ作成する。助成金交付申請額は B 銀行と C 銀行それぞれの利子総額（千円未満切り捨て）の合計額となる。

○その他の資料

すべて 1 通だけ作成する。

**問 50：金融機関資金と県制度融資の併用は可能か。**

答：可能である。ただし、融資上限額は、県制度融資及び金融機関融資を併用した場合も5億円までとする。この場合、申請は1つであるが、第2号様式（助成金申請額積算報告書）は金融機関資金用と県制度融資用をそれぞれ作成して、添付する必要がある。

なお、5億円に達するまで、複数回の利用も可（ただし県制度融資については、融資等の定めにより当該融資等が利用できない場合、当事業についても利用不可）。

また融資下限額については、県制度融資及び金融機関融資を併用した場合も県制度融資及び金融機関融資の各融資とも1,000万円（最低金額の考え方については問40、問43を参考）とする。

**問 51：設備導入額が、融資上限額5億円を超えている場合は対象となるか。**

答：5億円までの借入れに係る利息相当額については、当事業の交付対象となる。

この場合、助成金額を積算するときの借入必要額についても、実際の借入額についても、どちらも5億円までを対象とする。

**①融資上限額5億円、設備導入額が5億3,000万円の場合**

**i. 【助成金額の積算】**

借入必要額（＜設備導入額） 利子総額（＝助成金額）

5億円 5,000万円

→

**【実際の借入額】**

借入額 助成金

4億8,000万円 5,000万円

・助成金交付の対象となる融資額は5億円までのため、助成金額積算時の必要借入額も5億円まで。

・実際の借入額は助成金額を除いた必要額となる。

**問 52：建物の導入に当たり、「着工・中間・最終」の3段階で代金の支払いを求められている。この場合、着工時や中間払いのタイミングでつなぎ融資を受け、最終支払いのタイミングで助成金の対象とした融資を受けることにより、残金とつなぎ融資の償還を行うことは可能か。**

答：可能。

**問 53：融資期間は10年以内とされているが、融資実行日と毎月の返済日の関係上、最終返済日が10年と数日後になってしまう。**

答：融資期間の上限は10年後の応答月までとする。

**問 54：最後の返済回だけ元金の返済分を通常の返済回より多額に設定し、残りの元金を毎回均等に返済するような返済方法は対象となるか。**

答：当事業でいう元金均等返済とは、毎回の元金返済額として、元金を返済回数で均等割した額を返済するもの（最初から最後まで元金分の返済額が均等となるもの）を指す。

最終回の元金返済分を通常回よりも多額に設定した場合、元金の返済が遅れ、利

子総額の増加に繋がることから、対象外とする。

なお、端数調整のため、最後の返済回だけ元金の返済分が少額となる場合は対象となる。

#### 4 申請書の作成方法等について

問 55：申請書の作成時点で決算月から間もなく、まだ株主総会を開催していない場合は、経営計画書の「直近期末」欄の数値は試算表から拾えばよいか。

答：直近期末欄には確定値を記入するので、前々期の決算数値を転記する。

問 56：経営計画書の「次期投資用」とはどのような場合に使用するのか。

答：以下のような場合に「次期投資用」経営計画書を作成する。

例：3月決算の企業が平成30年4月に当事業に申請し、平成30年9月に設備が導入される計画。

・決算が確定しているのは平成29年3月期決算まで。

・平成30年3月期の決算書はまだ完成していない。

##### ●経営計画書の作成方法

直近期末欄 = 決算確定済の期 = 平成29年3月期（確定値）

当期欄 = 直近期末の翌期 = 平成30年3月期（見込値）

次期欄 = 設備導入する期 = 平成31年3月期（見込値）

問 57：経営計画書の数値の端数処理はどうすればよいか。

答：千円未満は切り捨てとし、自動計算欄の誤差は許容する。

#### 5 事後手続（遂行状況報告、実績報告等）について

問 58：建物の導入完了日は登記完了日か。

答：登記完了日ではなく、施主による確認が終わり、施工者から施主へ引渡し完了した日が導入完了日となる。

問 59：導入設備が複数ある場合、それぞれ発注の都度、第6号様式（事業遂行状況報告書）を提出するべきか。

答：導入設備が複数ある場合は、最後の発注が完了した時点で1回だけまとめて提出すればよい。この場合の「報告事項の発生日」欄は最後の発注を行った日を記載する。

問 60：設備の口頭発注は可能か。

答：遂行状況報告書の添付資料として「契約書又は発注書等の写し」が必要になるため、口頭発注は行わないこと。

**問 61： 契約書に定められた支払額及び支払期日に基づいて支払いを行ったため、実績報告書に添付する「設備導入代金の請求書」が発行されていない。**

答： 契約書中に支払額及び支払期日が明記されている場合は、請求書の提出は不要。

**問 62： 設備の発注から納品、支払い、融資まで短期間に完了した場合は、各報告書の提出を一斉に行ってもよい。**

答： 各報告書の報告期限の範囲内であれば、遂行状況報告書及び実績報告書の提出を同時に行っても差し支えない。

ただし、助成金支払請求書については、実績報告書の提出後に当機構から発行される「助成金額確定通知書」を受領した後に提出すること。

## 6 事後手続（申請内容に変更が生じた場合）について

**問 63： 導入する設備を変更したい。**

答： 助成金の交付決定に当たっては、申請内容に基づき投資効果を審査し採否を決定しているため、導入設備の変更は申請時の事業計画の遂行に支障がないと認められる場合に限り、変更承認申請を経て承認される。

したがって、申請時の事業計画とは異なる設備に変更すること（例：在庫確保のため倉庫を建設する計画だったが、機械や車両の購入に変更する等）や、事業規模の大幅な縮小（工場を2棟建てる計画だったが、1棟に変更する。）などは原則として認められず、廃止承認申請書の提出が必要となる。

**問 64： 設備導入額が当初の助成金積算時と購入時とで異なった場合の対応は。**

答： 最終的な助成金額は設備の実際の購入額により決定し、遂行状況報告や実績報告の際に提出された契約書等の金額に基づき、助成金額を確定する。ただし、助成金額は交付決定時の金額を上限とする。

また、設備導入額の変更理由が値引きや値上げである場合（導入設備の変更ではない場合）は、「変更承認申請書」の提出は不要である。変更前よりも利用者が支払う利子総額が減少する場合に限り、再度「助成金申請額積算報告書」を作成し、実績報告書の提出時に添付すること。

なお、積算報告書の再作成に当たっては金融機関からもご協力をお願いしたい。

**問 65： 融資実行日の変更等による助成金額の変更の取扱いは。**

答： 融資実行日の変更により、申請時に想定された利子総額（積算報告書(3)の利子総額）よりも利用者が支払う利子総額が減少する場合は、再度「助成金申請額積算報告書」を作成し、実績報告書の提出時に添付すること。

なお、利子総額が増加する場合については、特段の手続きは不要である。



**問 66：融資利率の変更等による助成金額の変更の取扱いは。**

答： 融資利率の変更により、申請時に想定された利子総額（積算報告書(3)の利子総額）よりも利用者が支払う利子総額が減少する場合は、変更承認申請書の提出が必要になる。

なお、利子総額が増加する場合については、特段の手続きは不要であるが、助成金額は交付決定額を上限とし、増額はしない。

**問 67：融資額の変更等による助成金額の変更の取扱いは。**

答： 実際に融資を受ける額の変更により、申請時に想定された利子総額（積算報告書(3)の利子総額）よりも利用者が支払う利子総額が減少する場合は、変更承認申請書の提出が必要になる。

なお、利子総額が増加する場合については、特段の手続きは不要である。

また、実際に融資を受ける額は、積算報告書において「(2)助成金申請額の積算」の②に記入した融資額から⑦に記入した助成金申請額を差し引いた額以上とする必要がある。

## 7 その他

**問 68：繰上償還が可能になる「やむを得ない理由」とは何か。**

答： 例えば、当該企業が合併・統合される場合や、約定どおりの返済が困難となったため借換えせざるを得ない場合、など、企業経営上のやむを得ない場合を想定している。ただし、繰上償還した場合は助成金を全部返還していただく場合がある。

**問 69：導入設備が、国又は地方公共団体その他の補助金により助成を受けている場合は、当事業の対象となるか。**

答： 対象外となる。

**問 70：生産性牽引投資促進事業の助成金は圧縮記帳の適用を受けることができるか。**

答： 法人税法及び同法施行令等で定める圧縮記帳の対象になるが、詳細は所管の税務署へ確認すること（なお当該助成金は、県の「生産性牽引投資促進事業補助金」を財源として交付している）。